

入札上の注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、入札書を提出する前に委任状を提出すること。
なお、委任状の代理人の氏名の横に当日代理人が使用する印鑑を押印すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のないものが入札したとき。
 - (2) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められるとき。
 - (6) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。
 - (7) 入札の代理権限のないものが入札をしたとき。
 - (8) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。
 - (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る入札をしたとき。
- (10) 入札者が入札保証金を納付した場合において、入札保証金が所定の額に達しないとき。
- 3 入札は3回を限度とし、入札が不調の場合は2回を限度として見積もりに移行する。
- 4 数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札者は以後の入札に参加できない。
- 5 時限後の入札又は入札書提出後の入札書の引換その他入札の取消、訂正の請求は、一切これを認めない。
- 6 入札書には、ボールペン又は万年筆等を使用する。
- 7 入札書は当病院が指定したものを使用する。
- 8 入札金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。